

令和5年度第14回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和5年10月24日

担当部・課：建設部住宅課〔内線5555〕

①件名
半島沿岸部における石巻市営住宅の割増賃料の減免について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 半島沿岸部における市営住宅の入居者が収入超過者又は高額所得者に認定された場合、その家賃は最大で近傍同種家賃と同額となるため、当該住宅への居住が困難となり、他地区への転出等が見込まれ、当該地区の人口減少や担い手等の減少につながるおそれがある。</p> <p>【目的】 民間賃貸住宅が不足している半島沿岸部における、市営住宅の割増賃料を減免し、当該地区への定住促進と地域活性化を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 公営住宅法（昭和26年法律第193号） 石巻市営住宅条例（平成17年条例第273号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第2章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第3節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 3 安全安心な公営住宅を提供する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和5年3月 半島沿岸部における高額所得者等の割増賃料の減免措置（石巻市営住宅条例第15条第1項第4号の規定による「市長が特に必要と認めるもの」を適用）
⑤主要内容
雄勝、北上、牡鹿及び荻浜地区の半島沿岸部における公営住宅の割増賃料の減免を行う。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 割増賃料の減免により当該地区への安定した居住が可能となり、当該地区への定住促進と地域活性化が図られる。</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
⑧今後の予定及び施行予定年月日
令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：公布の日から施行)
⑨その他